

職員の給与の男女の差異の情報公表（令和 6 年度実績） 令和 7 年 6 月公表

特定事業主名：嬉野市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.4%
全職員	70.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.1%
本庁課長相当職	98.0%
本庁課長補佐相当職	102.6%
本庁係長相当職	93.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.6%
31～35年	97.0%
26～30年	97.8%
21～25年	106.6%
16～20年	88.8%
11～15年	96.8%
6～10年	90.7%
1～5年	90.1%

【説明欄】

- 住居手当や扶養手当について、世帯主や主たる生計維持者となっている男性職員に支給している場合が多く、女性職員と比較して平均給与額が高くなる傾向にあります。
- 課長補佐相当職について、女性職員も時間外勤務時間が長くなり男性職員と同等の給与水準となっています。
- 全職員でみた場合、女性は男性よりも「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の占める割合が高く、会計年度任用職員（短時間勤務）の人数も多いため、平均給与額が低くなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。